静岡県公安委員会規則第2号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月14日

静岡県公安委員会委員長 外 山 弘 宰

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

| 静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規 | |
|--------------------------|-------------------|
| 改正前 | 改正後 |
| (総務部の分課) | (総務部の分課) |
| 第7条 総務部に、次の課を置く。 | 第7条 総務部に、次の課を置く。 |
| 総務課 | 総務課 |
| 広報課 | 広報課 |
| 会計課 | 会計課 |
| 施設課 | 施設課 |
| 情報管理課 | |
| 留置管理課 | 留置管理課 |
| 2 · 3 (略) | 2・3 (略) |
| (情報管理課の所掌事務) | |
| 第12条 情報管理課においては、次の事務をつ | <u>第12条 削除</u> |
| <u>かさどる。</u> | |
| (i) 電子計算組織による情報の管理に関する | |
| 企画及び技術的研究に関すること (警務課 | |
| の所掌に属するものを除く。)。 | |
| ② 電子計算組織の運用に関すること (犯罪 | |
| の取締りに係る照会の実施に関する事務を | |
| <u>除く。)。</u> | |
| ③ 前2号に掲げるもののほか、総務部長の | |
| <u>命ずること。</u> | |
| (警務部の分課) | (警務部の分課) |
| 第14条 警務部に、次の課を置く。 | 第14条 警務部に、次の課を置く。 |
| 警務課 | 警務課 |
| 厚生課 | 厚生課 |
| 教養課 | 教養課 |
| 監察課 | 監察課 |
| 警察相談課 | 警察相談課 |
| | デジタル企画課 |
| | システム開発課 |
| | · ' |

- 2 警務課に、給与室及び<u>企画・DX推進室</u>を 置く。
- 3 (略)

(警務課の所掌事務)

第15条 警務課においては、次の事務をつかさ どる。

(1)~(9) (略)

(10) 電子計算組織による情報の管理に関する 企画及び技術的研究に関すること(情報管 理課の所掌に属するものを除く。)。

(<u>11</u>) • (<u>12</u>) (略)

- 2 (略)
- 3 <u>企画・DX推進室</u>においては、第1項第5 号から<u>第10号</u>までに掲げる事務をつかさど る。

(警察相談課の所掌事務)

第19条 (略)

(生活安全部の分課)

第20条 生活安全部に、次の課を置く。

- 2 警務課に、給与室及び企画室を置く。
- 3 (略)

(警務課の所掌事務)

第15条 警務課においては、次の事務をつかさ どる。

(1)~(9) (略)

(10) • (11) (略)

- 2 (略)
- 3 <u>企画室</u>においては、第1項第5号から<u>第9</u> 号までに掲げる事務をつかさどる。

(警察相談課の所掌事務)

第19条 (略)

(デジタル企画課の所掌事務)

- 第19条の2 デジタル企画課においては、次の 事務をつかさどる。
 - (1) 情報システムによる情報の管理に関する 企画及び技術的研究に関すること。
 - (2) 情報システムの運用に関すること (犯罪 の取締りに係る照会の実施に関する事務を 除く。)。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、警務部長の 命ずること。

(システム開発課の所掌事務)

- 第19条の3 システム開発課においては、次の 事務をつかさどる。

 - (2) 前号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(生活安全部の分課)

第20条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課

人身安全対策課

少年課

生活保安課

サイバー犯罪対策課

2 (略)

(人身安全対策課の所掌事務)

第22条 <u>人身安全対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

(少年課の所掌事務)

- 第23条 少年課においては、次の事務をつかさ どる。
 - (1) 少年の非行防止に関すること。
 - (2) 少年の補導並びに少年犯罪の捜査及び調査に関すること。
 - (3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する 行為に係る被害少年の保護に関すること。
 - (4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関す

生活安全企画課人身安全少年課

生活保安課

サイバー犯罪対策課

2 (略)

(人身安全少年課の所掌事務)

第22条 <u>人身安全少年課</u>においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(6) (略)

- (7) 少年の非行防止に関すること。
- (8) 少年の補導並びに少年犯罪の捜査及び調 査に関すること。
- (9) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する 行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (ii) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (11) 少年相談に関すること。
- (ii) 少年指導委員及び少年警察協助員に関すること。
- (ii) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (国) インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)の施行に関するこ と。

(15) (略)

第23条 削除

ること。

- (5) 少年相談に関すること。
- (6) 少年指導委員及び少年警察協助員に関すること。
- (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)の施行に関するこ と。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部 長の命ずること。

(生活保安課の所掌事務)

第24条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(17) (略)

(18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律(昭和23年法律第122号)の施行 に関すること(<u>少年課</u>の所掌に属するもの を除く。)。

(19)~(21) (略)

2 (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

- **第25条** サイバー犯罪対策課においては、次の 事務をつかさどる。
 - (1) サイバー犯罪対策に関すること。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、生活安全部 長の命ずること。

(地域部の分課)

第26条 地域部に、次の課<u>及び隊</u>を置く。

地域課

通信指令課

(生活保安課の所掌事務)

第24条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(17) (略)

(IB) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律(昭和23年法律第122号)の施行 に関すること(人身安全少年課の所掌に属 するものを除く。)。

(19)~(21) (略)

2 (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

- **第25条** サイバー犯罪対策課においては、次の 事務をつかさどる。
 - (1) <u>サイバー事案の防止対策一般</u>に関すること。
 - (2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する こと。

(3) (略)

(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、生活安全部 長の命ずること。

(地域部の分課)

第26条 地域部に、次の課を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

(地域課の所掌事務)

第27条 地域課においては、次の事務をつかさ どる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 鉄道警察に関すること。

(5) \sim (9) (略)

(ii) 地域部内の<u>通信指令課及び自動車警ら隊</u> の所掌に属しないこと。

(11) (略)

(自動車警ら隊の所掌事務)

第29条 <u>自動車警ら隊</u>においては、次の事務を つかさどる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(捜査支援分析課の所掌事務)

第35条の2 捜査支援分析課においては、次の 事務をつかさどる。

(1) • (2) (略)

(3) <u>電子計算組織</u>の運用に関すること (犯罪 の取締りに係る照会の実施に関する事務に 限る。)。

(4) (略)

(交通部の分課)

第43条 交通部に、次の課及び隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

運転者教育課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

2 (略)

(運転免許課の所掌事務)

機動警ら課

(地域課の所掌事務)

第27条 地域課においては、次の事務をつかさ どる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4)~(8) (略)

(9) 地域部内の他の課の所掌に属しないこと。

(10) (略)

(機動警ら課の所掌事務)

第29条 <u>機動警ら課</u>においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

② 鉄道警察に関すること。

(3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、地域部長の 命ずること。

(捜査支援分析課の所掌事務)

第35条の2 捜査支援分析課においては、次の 事務をつかさどる。

(1) • (2) (略)

(3) <u>情報システム</u>の運用に関すること (犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務に限る。)。

(4) (略)

(交通部の分課)

第43条 交通部に、次の課及び隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

2 (略)

(運転免許課の所掌事務)

- **第47条** 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) 運転免許の行政処分に関すること (運転者教育課の所掌に属するものを除く。)。
 - (3) 運転免許に係る講習に関すること<u>(運転</u>者教育課の所掌に属するものを除く。)。

(4)~(7) (略)

(8) (略)

(運転者教育課の所掌事務)

- 第48条 運転者教育課においては、次の事務を つかさどる。
 - (1) 運転免許の行政処分に関すること(運転免許課の所掌に属するものを除く。)。
 - ② 停止処分者講習に関すること。
 - (3) 違反者講習に関すること。
 - (4) 道路交通関係法令に係る違反及び交通事 故に関する資料の登録及び照会に関するこ と。
 - (5) 自動車の使用制限に関すること (放置駐車に係るものを除く。)。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の 命ずること。

(警備部の分課)

第51条 警備部に、次の課及び隊を置く。

公安課

警備課

災害対策課

外事課

機動隊

2 · 3 (略)

- **第47条** 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) 運転免許の行政処分に関すること。
 - ③)運転免許に係る講習に関すること。

(4)~(7) (略)

- (8) 道路交通関係法令に係る違反及び交通事 故に関する資料の登録及び照会に関すること。
- (9) 自動車の使用制限に関すること (放置駐車に係るものを除く。)。

(10) (略)

第48条 削除

(警備部の分課)

第51条 警備部に、次の課及び隊を置く。

公安課

警備課

緊急事態対策課

外事課

機動隊

2 · 3 (略)

(警備課の所掌事務)

- **第53条** 警備課においては、次の事務をつかさ どる。
 - (1) 緊急事態に対処するための計画及び実施 に関すること(他の部並びに警備部内の他 の課及び機動隊の所掌に属するものを除 く。)。

(2)~(11) (略)

 警衛警護室においては、前項第7号及び第 8号に掲げる事務をつかさどる。

(災害対策課の所掌事務)

- **第55条** <u>災害対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) 大規模な<u>自然災害又は事故災害、原子力</u> <u>災害等の緊急事態</u>(<u>地域課、交通指導課</u>並 びに警備部内の他の課及び機動隊の所掌に 属するものを除く。) に対処するための計画 及び実施に関すること。

(3)~(6) (略)

(警備指導官)

第66条 (略)

- 2 (略)
- 3 警備指導官は、命を受け、<u>第53条第1項第</u> <u>5号及び第9号</u>に掲げる事務についての専門 的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行 う。

(少年課の附置組織)

- 第71条 少年課に、静岡県警察少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)を附置する。
- 2 少年サポートセンターにおいては、<u>第23条</u>第1号に掲げる事務、<u>同条第2号</u>に掲げる事務のうち街頭補導その他継続的な少年の補導

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさ どる。

(1)~(10) (略)

2 警衛警護室においては、<u>前項第6号及び第</u>7号に掲げる事務をつかさどる。

(緊急事態対策課の所掌事務)

- **第55条** <u>緊急事態対策課</u>においては、次の事務 をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) 大規模な<u>災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講ずる必要がある事態に対する初動対応並びに当該事態(他の部</u>並びに警備部内の他の課及び機動隊の所掌に属するものを除く。)に対処するための計画及び<u>その</u>実施に関すること。

(3)~(6) (略)

(警備指導官)

第66条 (略)

- 2 (略)
- 3 警備指導官は、命を受け、<u>第53条第1項第4号及び第8号</u>に掲げる事務についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

(人身安全少年課の附置組織)

- 第71条 人身安全少年課に、静岡県警察少年サポートセンター (以下「少年サポートセンター」という。)を附置する。
- 2 少年サポートセンターにおいては、<u>第22条</u> <u>第7号</u>に掲げる事務、<u>同条第8号</u>に掲げる事 務のうち街頭補導その他継続的な少年の補導

に関する事務、<u>同条第3号</u>に掲げる事務のうち被害少年の継続的な支援に関する事務及び同条第5号に掲げる事務をつかさどる。

(地域課の附置組織)

第72条 <u>地域課</u>に、静岡県警察鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」という。)を附置する。

2 鉄道警察隊は、第27条第4号に掲げる事務 のうち次に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(5) (略)

(交通指導課等の附置組織)

第73条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 運転免許センターは、第47条第1号に掲げる事務のうち運転免許の登録及び照会に関する事務、運転免許証の作成及び交付に関する事務並びに運転免許試験の実施に関する事務、同条第2号に掲げる事務のうち運転免許の行政処分の登録及び照会の実施に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務をつかさどる。

(警備課の附置組織)

第73条の2 (略)

2 航空隊は、第27条第6号に掲げる事務のうち警察用航空機による警らの実施に関する事務、同条第8号に掲げる事務のうち水難、山岳遭難その他の事故における警察用航空機による捜索救助の実施に関する事務及び第53条第1項第10号に掲げる事務のうち警察用航空機による警察活動の実施に関する事務をつかさどる。

に関する事務、<u>同条第9号</u>に掲げる事務のうち被害少年の継続的な支援に関する事務及び 同条第11号に掲げる事務をつかさどる。

(機動警ら課の附置組織)

- 第72条 <u>機動警ら課</u>に、<u>静岡県警察自動車警ら</u> <u>隊(以下「自動車警ら隊」という。)及び</u>静岡 県警察鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」とい う。)を附置する。
- 2 自動車警ら隊においては、第29条第1号に 掲げる事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊<u>においては、第29条第2号</u>に掲 げる事務のうち次に掲げる事務をつかさど る。

(1)~(5) (略)

(交通指導課等の附置組織)

第73条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 運転免許センターは、第47条第1号に掲げる事務のうち運転免許の登録及び照会に関する事務、運転免許証の作成及び交付に関する事務並びに運転免許試験の実施に関する事務、同条第2号に掲げる事務のうち運転免許の行政処分の登録及び照会の実施に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務(停止処分者講習及び違反者講習に関する事務を除く。)をつかさどる。

(警備課の附置組織)

第73条の2 (略)

2 航空隊<u>においては</u>、<u>第27条第5号</u>に掲げる 事務のうち警察用航空機による警らの実施に 関する事務、<u>同条第7号</u>に掲げる事務のうち 水難、山岳遭難その他の事故における警察用 航空機による捜索救助の実施に関する事務及 び<u>第53条第1項第9号</u>に掲げる事務のうち警 察用航空機による警察活動の実施に関する事 務をつかさどる。 (附置組織の隊長等)

- 第74条 警察音楽隊、鉄道警察隊及び航空隊 に、隊長を置く。
- 2 · 3 (略)
- 4 <u>鉄道警察隊</u>及び航空隊の隊長には、警視を もって充てる。
- 5 隊長は、命を受け、警察音楽隊、鉄道警察 隊又は航空隊の事務を掌理し、部下の職員を 指揮監督する。
- 6 (略)

- **第74条** 警察音楽隊<u>自動車警ら隊</u>、鉄道警察 隊及び航空隊に、隊長を置く。
- 2 · 3 (略)

(附置組織の隊長等)

- 4 <u>自動車警ら隊、鉄道警察隊</u>及び航空隊の隊 長には、警視をもって充てる。
- 5 隊長は、命を受け、警察音楽隊、<u>自動車警ら隊</u>、鉄道警察隊又は航空隊の事務を掌理 し、部下の職員を指揮監督する。
- 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和5年3月20日から施行する。